

Title	日韓会談と日韓国交回復
Sub Title	Japan-Korea negotiations and the normalization of diplomatic relations
Author	原, 朗(Hara, Akira)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2016
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.109, No.2 (2016. 7) ,p.163(5)- 169(11)
JaLC DOI	10.14991/001.20160701-0005
Abstract	<p>日韓会談開始から日韓基本条約調印に至る過程を要約すれば, 1951年9月の対日講和会議以降, 日韓両国は妥協点を模索し, 同年10月の第一次予備会談以後何回もの中断を経て, 1962年10-11月の原則的合意に至った。両国の政情の変化によりこの合意は直ちには実現せず, 1965年6月に日韓基本条約と財産・請求権・経済協力協定などが成立した。しかし条約と諸協定には両国間で解釈の差を生む表現があり, 以後の日韓関係で繰り返し問題となった。</p> <p>After the Treaty of San Francisco in October 1951, Japan and South Korea sought a ground for compromise, and in October 1961, both parties reached a general agreement on principles surrounding normalization. However, political change in both countries prevented action on their negotiations. The talks in November 1964 resulted in the conclusion of the Treaty on Basic Relations and the Agreement on Property, Claims and Economic Cooperation. But the texts of the treaties yielded different interpretations in Japan and Korea. In this way, the 1965 Japan-Korea system has from its inception carried within it a variety of problems.</p>
Notes	特集：韓国経済発展の歴史的条件：1960年代日本との比較を中心に
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20160701-0005">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20160701-0005</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 日韓会談と日韓国交回復

原 朗\*

### Japan-Korea Negotiations and the Normalization of Diplomatic Relations

Akira Hara\*

**Abstract:** After the Treaty of San Francisco in October 1951, Japan and South Korea sought a ground for compromise, and in October 1961, both parties reached a general agreement on principles surrounding normalization. However, political change in both countries prevented action on their negotiations. The talks in November 1964 resulted in the conclusion of the Treaty on Basic Relations and the Agreement on Property, Claims and Economic Cooperation. But the texts of the treaties yielded different interpretations in Japan and Korea. In this way, the 1965 Japan-Korea system has from its inception carried within it a variety of problems.

**Key words:** Japan-Korea Negotiations, Japan-Korea Treaty of Basic Relations, Claims Agreement, Economic-Cooperation

**JEL classifications:** N45

1960年代を中心に韓国と日本の産業の発展を比較しようという我々の試みには、二つの前提がある。第一に、約10年前から継続してきた日韓共同の東アジア経済史シンポジウムの成果として、一昨年春に宣在源教授と私との共編で『韓国経済発展の経路』という韓国人研究者の論文集を日本語で刊行し、韓国での研究成果を日本の学界に紹介することができた。この試みは、1950-60年代の韓国における解放から戦争を経て復興に至る現代韓国経済史の初期に関する研究として高い評価を受けることができた。第二に、日本側では現代日本経済史研究会の共同研究の成果として原朗編著

---

\* 東京大学名誉教授, 東京国際大学名誉教授  
Professor Emeritus The University of Tokyo and Tokyo International University

『高度成長始動期の日本経済』と『高度成長展開期の日本経済』を刊行し、1950-60年代の日本経済を分析した論文集として学界に認められた。

今回、韓国側からは、貿易政策・企業金融・工業技術・綿紡績業・造船業について報告し、日本側からは日韓国交回復・日韓経済協力・生産／投資調整・石炭鉱業・自動車部品工業についての報告を用意した。日本側では、私が日韓会談に至る歴史的経緯を担当し、金子文夫氏が日韓基本条約以降の日韓経済関係の推移を考察した。

これらの報告を前提として、最後に時間をかけて総合討論を行い、韓国と日本の1960年代産業史の比較研究を深めることは、両国の経済の成長の経路をたどる上で、重要な意味を持つと考えている。二つの国の研究者が集まって、それぞれの持ち場で問題意識を深めることは、互いに歴史認識を高めるためのこの上ない機会になるであろう。

今回のミニ・コンファレンスも、これまでの研究を発展させ、さらに進んで1960年代の両国の産業発展を比較し、両国の現代経済史の分析を進めて、歴史認識をより深める契機となることを期待する。

本稿では、戦後50年間の日韓関係の歴史的展開の考察に際し、日韓両国が国交の再開を求めて模索していた時期について、手短かに一通り概観してみたい。ただし、ここではごく概略な経過をあとづけるのみで、近年急速に発展しつつある日韓会談と日韓基本条約の成立過程についての内容豊富な研究を反映してはいないことをお断りしておく。

これら日韓国交交渉の近年の研究は、まず2005年に韓国政府が日韓会談関連文書を公開し、日本でも『日韓国交正常化問題資料』全37巻（現代史料出版）が刊行されて新段階に入った。李鍾元（リー・ジョンウォン）・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化』（I 東アジア冷戦編 II 脱植民地化編，法政大学出版局，2011年2月）は新段階の研究成果を集約している。浅野豊美編著『戦後日本の賠償問題と東アジア地域再編——請求権と歴史認識問題の起源——』（慈学社，2013年2月）は、帝国日本の解体と日韓国交正常化過程を検討した。吉澤文寿『日韓会談1965：戦後日韓関係の原点を検証する』（高文研，2015年6月）は、多年の研究に基づき日韓会談の経緯と日韓基本条約の問題点を検討している。1965年以降に関する最新の研究の木宮正史・李元徳（イ・ウォンドク）ほか編『日韓関係史1965-2015』全3巻（I 政治，II 経済，III 社会・文化，東京大学出版会，2015年6-9月）も、国交正常化過程に触れている。文書公開から間もなく刊行された金斗昇（キム・ドゥスン）『池田勇人政権の対外政策と日韓交渉——内政外交における「政治経済」一体路線——』（明石書店，2008年2月）は、一部に公開文書を用いつつ、池田政権・朴政権下の請求権交渉につき大平正芳・金鐘泌（キム・ジョンピル）の役割を重視した考察を行っている。資料公開前の作品だが高崎宗司『検証 日韓会談』（岩波新書，1996年12月）は丹念に会談の経過を跡づけた、この問題についての初の本格的通史である。本報告では、十分に上記の諸成果を凝縮して述べる紙幅はないが、日韓会談開始から日韓基本条約調印に至る過程のアウトラインのみを略述しておきたい。

1951年にサンフランシスコ対日講和会議が開催されたとき、朝鮮半島にはすでに大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の二つの政府が存在していたが、両国とも講和会議には招請されなかった。したがって、「戦勝国」として講和条約に署名すること、および「賠償」を要求することはできなかった。国交回復をはじめとする諸問題の処理は、当事国の間の直接交渉にゆだねられた。サンフランシスコ講和条約第2条は、「日本は朝鮮の独立を承認し」、「朝鮮に対するすべての権利 right, 権原 title 及び請求権 claim を放棄する」と定めている。また、第4条(a)項では財産・請求権の処理は日本と当該当局の特別取極めの主題とした。(b)項では日本は合衆国政府の指令により行われた日本国・同国民の財産の処理の効力を承認するものとされた。

1948年12月の国連総会で「朝鮮の独立に関する決議」は大韓民国を朝鮮における正当な政府であると認定した。日本政府はこの決議を根拠に大韓民国を交渉の相手とした。まず1951年10月、日韓予備会談が開催された。梁裕燦(ヤン・ユチャン)駐米大使と井口貞夫外務次官が諸懸案について協議し、議題として外交関係設立・在日朝鮮人の国籍・債務整理・漁業・海底電線・通商航海条約などを協議したが、翌年2月に日韓正式会談を開催することを合意して12月に予備会談を終了した。なお、1949年3月に韓国は『対日賠償要求調書』(24億ドル相当)を総司令部に提出しているが、これは後に「対日八項目要求」(4億ドル相当)に縮小変更された。

第一次日韓会談は52年2月に金溶植(キム・ヨンシク)駐日韓国代表部公使と松本俊一外務省顧問を代表として開催された。両国の基本関係、財産権問題、在日朝鮮人の国籍・待遇問題、日韓双方の請求権問題、サンフランシスコ講和条約第4条の解釈、漁業権問題、捕虜釈放問題など多くの分野にわたって交渉が行われた。韓国側の姿勢の根底には36年間におよぶ日帝支配への民族的な反発があり、交渉は難航した。韓国側は「韓日間財産及請求権協定要綱韓国側提案」(いわゆる「対日請求八項目」)を示した。日本側は、米軍政庁が日本の在韓私有財産を売却処分した場合でも、その売却代金は私有財産不没収の原則により日本人が請求できる(「逆」請求権)と主張した。これは韓国側の強い反発を呼び、交渉は52年4月に打ち切られた。

第二次会談は久保田貫一郎外務省参与と金溶植公使が首席代表となり、53年4月に開かれた。五つの分科会での討議は進まず、7月に休会となった。この間、漁業問題での対立が表面化した。1952年1月に韓国は「平和線(李ライン)」を設定して日本の漁業活動に制限を加えた。これにより、拿捕され、臨検・退去命令を受けた日本漁船の数は急増した。

アメリカの仲介で李承晩(イ・スンマン)大統領と吉田茂首相との会談が53年1月に日本で行われた。これを契機に53年10月に久保田参与・金公使を代表として第三次日韓会談が開かれた。李ラインをめぐる応酬のほか、日本側は在韓財産への請求権を繰り返し主張した。10月の請求権委員会で、韓国側代表の洪璣基(ホン・ジンギ)法務部法務局長は、「日本側が36年間の蓄積を返せというならば、われわれも36年間の被害を償却せよというほかはない」と発言したのに対し、日本側の久保田代表は「日本としても朝鮮の鉄道や港を作り農地を造成したし、大蔵省は多い年で2千万円

も持ち出していた。これらを返せと主張して韓国側の政治的請求権と相殺しようということになる」と述べた。この久保田発言によって第三次会談は決裂した。韓国側は久保田発言を撤回しない限り一切交渉に応じない態度をとり、日韓関係は非常に悪化した。李ラインをめぐる拿捕船・抑留者はさらに激増した。1951年10月の予備交渉開始から53年10月の久保田発言による第三次会談の決裂までを、日韓会談の第一期としよう。なお、日韓会談の時期区分について、吉澤文寿氏は日韓基本関係交渉に即して第一期は1951年10月～1952年4月、第二期は～64年12月、第三期は～65年2月とされている。

アメリカは日本と大韓民国との交渉に関しては表面上介入しない建前をとっていた。また、アメリカは日本の対韓請求権は存在しないという立場をとっていた。サンフランシスコ講和条約の第4条(b)項「日本国は、第2条及び第3条に掲げる地域(注:朝鮮を含む)のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」という規定に照らして、その処理は完了したと解釈された。なお、同条項には二つの異なる解釈があった。1952年4月の請求権に関する米務省の解釈(いわゆる米国解釈I)と、1956年1月のアリソン駐日大使覚書(米国解釈II)である。この時期、日本はなお対韓請求権に拘泥し続けていた。

1954年12月に成立した鳩山一郎内閣の重光葵外相は、漁民など抑留者の相互釈放により日韓関係の打開を図った。韓国側は久保田発言撤回と対韓請求権放棄を抑留者釈放の条件としたため合意は成立しなかった。57年2月に組閣した岸信介は、公式ルートの他に側近の国策研究会会長矢次一夫を起用して非公式ルートを設定した。12月に日本は久保田発言撤回と在韓請求権放棄に関する口上書、抑留者相互釈放と日韓全面会談再開の二つの覚書に調印した。

1957年6月に岸信介首相兼外相は訪米し、日米安全保障条約の改定へ向けて動きだした。これを背景に、混迷していた日韓関係の処理が急がれ、岸訪米前の日韓交渉妥結に努力が払われた。しかしこの段階では両国の主張は未だ大きく隔たっていたため、岸首相訪米当日に合意文書調印という日程も、当日になって韓国側により文案が拒否された。

57年12月、「久保田発言」を撤回し、サンフランシスコ講和条約第4条(b)に関する「米国解釈II」に日韓両国が合意するという形で両国の主張がようやく調整された。合意の内容は、日本は在韓旧日本財産について請求権を主張しない、韓国は対日請求権の主張に当たり日本が在韓請求権を放棄したことを考慮して対日請求権についても両国の協議により決定する、という内容だった。この合意をもとに日韓会談が再開されることになる。

1953年10月の第三次会談決裂から4年半経って、第四次日韓会談は58年4月に開始された。基本関係・韓国請求権・漁業・在日韓国人の法的地位の4委員会を設けて交渉が続けられたが、1960年の「4・19学生革命」による李承晩失脚で中断した。57年2月の岸内閣による交渉の模索開始から李承晩が失脚した60年4月までの時期を日韓会談の第二期としよう。この岸政権下の1960年4月前後に、日本の外務省で作成された「交渉基本方針案」は、「請求権方式」から「経済協力方式」

に大きく転換した。交渉の対立局面から妥結局面への変換は、通常 1961 年 7 月朴正熙（パク・チョンヒ）政権の成立以降とされてきたが、それより早く日本側の構想が変化したことに近年の研究は注目している。

1960 年 6 月、岸信介政権は日米安保条約改定反対運動により打倒され、7 月に池田勇人内閣が成立した。池田は小坂善太郎外相を戦後初の公式使節として韓国に派遣し、張勉（チャン・ミョン）首相と会談して日韓会談再開の機運を作った。第五次会談は 60 年 10 月に沢田廉三外務省顧問と兪鎮午（ユ・ジン）高麗大学校総長を首席代表として開始され、韓国側から八項目の「対日請求権要綱」が提出され、請求権の範囲と主張しうる時期について討議が始まった。1961 年 4～5 月の伊関佑二郎外務省アジア局長と金溶植外務部次官の会談で、井関局長は請求権問題の「経済協力」方式による解決を初めて公式に提案した。アメリカでは 1961 年 1 月にケネディ John F. Kennedy 政権が成立し、5 月に NSC 韓国問題タスクフォースの最終報告書が作成された。この間、1961 年 5 月の軍事クーデターがあり、ケネディは 6 月の池田との会談で日韓関係の打開を強く求めた。バーガー Samuel D. Berger 駐韓大使、ライシャワー Edwin O. Reischauer 駐日大使も重要な役割を果たした。7 月の朴政権成立により日韓交渉はいったん中断した。

とくに重要な第六次会談は 61 年 10 月に開始された。首席代表は杉道助大阪商工会議所会頭と裴義煥（ペ・ウィファン）元韓国銀行総裁である。朴政権側は当初 5 億ドル相当の要求を考慮していた。11 月の池田勇人首相と来日した朴正熙議長との会談を経て、請求権問題と経済協力の大枠の合意が形成されはじめた。請求権問題についての日韓外相会談は、小坂外相と崔徳新（チェ・ドクシン）外務部長官の間で 62 年 3 月に開かれた。別室の協議で日本側は請求権 7000 万ドル、経済協力 2 億ドルの額を提示し、韓国側の当時の請求権要求額は後に判明したところによれば 7 億ドルだったという。8 月の予備折衝で、日本は「請求権」名義の「賠償」ではなく、韓国に対する有償・無償の「経済協力」の形で支払うことを提案した。これは「請求権」の取扱いについての両国の主張が折り合う見込みのなかったことの打開策であった。これに対して韓国側が「対日請求権は、その本質および事情からして請求権の名目で解決されなければならない」としつつ、譲歩案として請求権の枠組みの中で純返済と無償支払いを分け、名目と金額を分離せず同時に検討する方式を提案した。1962 年 10 月・11 月の大平正芳外相と金鐘泌中央情報部長の会談で原則的合意が成立した（いわゆる「大平・金メモ」）。その内容は、無償供与 3 億ドル、有償政府借款 2 億ドル、民間商業借款 1 億ドルと要約できる。

しかし池田は 11 月にただちに裁可せず、自民党・野党・反対運動など国内各方面の反応を見極める方針をとった。12 月に大野伴陸自民党副総裁が訪韓して金鐘泌と会談し、1963 年春調印・夏批准というスケジュールを確認した。しかし朴政権内部の紛糾で金鐘泌は 63 年 2 月に政界から引退し、この案の実行は不可能になった。漁業問題でも日韓の合意は難航し、64 年 5 月調印・6 月批准案も同年 3 月以降の対日屈辱外交反対全国闘争委員会の反対運動の高まりによって実行は不可能になっ

た。朴政権は6月にソウルに非常戒厳令を布き、また金鐘泌を辞任させた。アメリカのジョンソン大統領はブラウン駐韓大使やバンディ国務次官補により朴政権に強く働きかけ、朴は7月に李東元（イ・ドンウォン）を外務部長官に、10月に金東祚（キム・ドンジョ）を駐日代表部大使に任命して日韓会談首席代表に任命した。池田首相は64年10月に病気のため退陣し、11月に成立した佐藤榮作内閣の椎名悦三郎外相は金東祚大使と11月に会談して12月から第七次日韓会談が開始された。椎名外相は1965年2月に訪韓し、2月に「日韓基本関係条約案」の仮調印（イニシアル）が行われ、長期にわたった日韓交渉はほぼ決着した。請求権については、1965年4月に「大平・金メモ」を一部修正して商業借款を「3億ドル以上」とする「椎名・李東元合意」が成立し、漁業権を含む諸懸案についての合意事項も4月に仮調印を見た。

「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」と「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」「漁業協定」「在日韓国人の法的地位協定」「文化財・文化協定」の4協定のほか、2議定書・5合意議事録・9交換公文・2往復書簡・2討議録が65年6月22日に東京で調印され、12月18日に発効した。同協定に基づき10年間に総額1080億円（3億ドル）相当の日本人の役務および日本国の生産物を無償で供与することとなった。

これら諸協定のうち、請求権協定第二条1は、両国・両国民の財産、権利及び利益と請求権に関して、サンフランシスコ講和条約第四条（a）を含めて「完全かつ最終的に解決された」ことを確認するという条項を含んでいた。また、日韓基本条約では、「1910年8月22日以前の大日本帝国と大韓帝国との間のすべての条約と協定は『もはや無効である（already null and void）[이미 무효임을 확인한다]』』との規定があった。韓国側主張の null and void に日本側は already の語を冠することを強く主張した。その結果この条文になったが、植民地支配の合法性と不法性をめぐる日本と韓国の主張は当初から食い違っていた。この玉虫色の規定は、以後くりかえし日韓両国間での解釈の差が問題となり、紛糾が繰り返されることになった。上記の60年10月の第5次交渉開始から基本条約と4協定などが調印された65年6月までを日韓会談の第3期とする。

以上のように、日韓会談は、交渉の開始から終結までに14年間近い時間が必要とされた。この基本条約や諸協定の調印と批准は佐藤政権になってからであるが、実質的には池田政権の時に基本的合意が形成されていた。その際、日本側では大平正芳・韓国側では金鐘泌がとくに大きな役割を果たしていた。ただし、大平・金合意成立の背後には、日本・韓国双方に対するアメリカの強力な働きかけがあった。駐日米国大使・駐韓米国大使も重要な役割を果たしていた。実質的には、アメリカの介入抜きには歴史認識と国民感情の両面に対立する日韓の政治的合意は非常に困難であった。また、池田政権以前の岸政権末期に、すでに日本側の交渉に対する姿勢転換が見られていることに注意すべきである。

その後、2002年10月に戦後補償を求める戦争被害者と遺族100人が外交通商部長官を被告として提訴した裁判で、ソウル行政法院は請求権協定に関する文書の一部開示を命ずる判決を下した。

その結果、2005年1月と8月に日韓会談関連外交文書を韓国政府は全面開示した。この文書公開によって、日本側でも前記『日韓国交正常化問題資料』などが公刊され、研究は新段階に入る。この間、日本では戦後50年にあたる1995年8月に村山富市首相談話が発表され、「植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与え」たことを認めた。日韓併合から100周年の2010年8月に菅直人首相は「韓国の人々は、その意に反して行われた植民地支配によって、国と文化を奪われ、民族の誇りを深く傷つけられ」たことを認めた。民間では、日韓知識人の共同声明が併合条約は不義不当で当初より null and void だという韓国側解釈を受容すべきだと主張した。なお、この共同声明については、日韓国交正常化50年を機として、第二次共同声明が今年（2015年）6月に公表された。

以上の概観に見られるように、日韓基本条約・請求権協定を軸とする日韓1965年体制は、当初からさまざまな問題点を抱え込んでいた。以後の50年間に生じた各種の問題については金子文夫報告に譲り、今回のシンポジウムの前提となる期間についての日韓関係の概観を終わる。

（2015年8月19日）

**要旨:** 日韓会談開始から日韓基本条約調印に至る過程を要約すれば、1951年9月の対日講和会議以降、日韓両国は妥協点を模索し、同年10月の第一次予備会談以後何回もの中断を経て、1962年10-11月の原則的合意に至った。両国の政情の変化によりこの合意は直ちには実現せず、1965年6月に日韓基本条約と財産・請求権・経済協力協定などが成立した。しかし条約と諸協定には両国間で解釈の差を生む表現があり、以後の日韓関係で繰り返し問題となった。

**キーワード:** 日韓会談、日韓国交正常化、日韓基本条約、財産・請求権協定、経済協力